

# 就学援助制度について

## 1 援助の対象となる方

霧島市内の公立小中学校に在学もしくは就学予定の児童生徒の保護者で、世帯の前年中の所得が、各世帯に応じて国が定めた生活に必要なとされる基準額の1.2倍を超えない方（課税・非課税は問いません。）。

※ 基準となる所得額は、世帯員の人数や年齢によって異なります。経済的にお困りの方は、まずは申請を御検討ください。

## 2 援助の内容

（児童生徒1人当たり）※支給額（年額）は令和7年度の額を掲載しています。（毎年度の就学援助費支給額は6月頃決定予定です。）

種類	支給額（年額）	支給の時期
学用品費（通学用品費を含む）	小学生：（1年生）11,520円 （2～6年生）13,770円	各学期末（7月・12月・3月）
	中学生：（1年生）22,510円 （2～3年生）24,760円	
学校給食費	実費の8割以内の額	
新入学学用品費（1年生のみ） （※入学前支給の場合は入学準備金）	小学生：50,600円 中学生：57,400円	1学期末（7月） ※入学準備金の場合は入学前の3月中旬～下旬
修学旅行費	保護者が負担する実費 小学生：21,670円以内 中学生：60,300円以内	実施後（学校の精算後）
校外活動費（宿泊を伴わないもの）	校外活動にかかる経費の一部 小学生：1,580円以内 中学生：2,290円以内	3学期末（3月）

※1 修学旅行費の支払いについては、学校教育課が指定した日となります。

※2 新入学学用品費については、入学準備金として入学前に支給を受けた方は対象になりません。（入学前の支給か、入学後の支給か、どちらか一方のみとなります。）

※3 令和6年度まで行っていた医療費の援助については、「霧島市子ども医療費助成制度」の拡充に伴い県内医療機関等での保険適用となる自己負担分の支払いがなくなるため、令和7年度から援助はありません。

## 3 申請等について

- 援助の申請は、インターネットを通じて行います。具体的な申請方法は、4月頃に学校を通じてお知らせします（すべての保護者に対して、援助の要否を含めて回答をお願いしています。）。
- 援助を希望する方で、世帯の中に市外から転入された方や単身赴任中等で霧島市に住所が無い方がいる場合は、「所得課税証明書」の提出が必要です。
- 区域外就学等で、保護者が市外に住所を有している場合は、住所地の市町村への申請手続きが必要な場合があります。

詳細につきましては、教育委員会または在学する（予定の）学校へお問い合わせください。

## 4 問い合わせ先

霧島市教育委員会 学校教育課 学事グループ TEL 0995-45-5111（内線3742）